

# 情報提供

那医発第 619 号  
令和6年3月18日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

担当理事 長嶺 勝



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「地域医療関係通知文の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1741 号 F

令和 6 年 3 月 11 日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 宮里 達也

(地域医療担当理事)



## 地域医療関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、地域医療関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、診療所の管理者は、医療法上、複数の診療所を管理するには都道府県知事の許可が必要であり、特定の条件下で認められることとされ、特定の条件が満たされる場合として、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所となっております。

また、診療所の管理者は、勤務時間中は常勤するべきであり、診療所が定める勤務時間内に常時連絡が取れ、速やかに対応ができる体制の確保が必要となりますが、必ずしも診療所の診療時間中に常勤である必要はないことも示されており、複数の診療所の管理に関する考え方について改めて周知を依頼するものとなります。

②は、3月1日より、医籍登録後の登録済証明書が厚生労働省ホームページ上のオンラインで発行できるようになった旨の情報提供となります。オンライン発行手続きの詳細はリーフレットを参照いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

### ① 複数の診療所の管理について

(令和6年1月26日 日医発第1862号(地域))

### ② 医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて

(令和6年2月29日 日医発第2110号(地域))

沖縄県医師会業務第1課:平木、徳村  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
E-mail:gl@okinawa.med.or.jp